

第11回 防災対策指針検討会 議事録

1. 開催日時：平成19年3月5日(火) 13:30～17:00

2. 開催場所：関西電力(株)東京支社 12号会議室

3. 参加者 (順不同, 敬称略)

委員：芹澤(東京電力), 岩崎(関西電力), 早川(北海道電力), 福田(日本原電)
(計4名)

委員代理者：三木(東北電力・飯塚), 井上(中部電力・霜垣), 田中(中国電力・森脇),
門田(四国電力・長尾), 堤(九州電力・田尻) (計5名)

欠席：笈田(北陸電力) (計1名)

常時参加：斉藤(東京電力) (計1名)

オブザーバ：三浦(電源開発), 山崎(関西電力), 平石(原子力安全・保安院)
(計3名)

事務局：大東(日本電気協会) (計1名)

4. 配付資料

資料 11-1 防災対策指針検討会 委員名簿

資料 11-2 第10回防災対策指針検討会 議事録(案)

資料 11-3 原子力発電所の緊急時対策指針(本文案) JEAG 4102-200X

資料 11-4 JEAG 4102 200X 解説(案)

資料 11-5 原子力発電所の緊急時対策指針 JEAG-4102-200X 記載要求事項対比表

資料 11-6 原子力発電所の緊急時対策指針 JEAG-4102-200X 記載要求基準対比表

資料 11-7 JEAG-4102「原子力発電所の緊急対策指針」検討表

資料 11-8 「原子力発電所の緊急時対策指針(JEAG-4102)」の検討状況について(案)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認について

委員総数 10 名に対して本日の出席委員数は, 代理委員も含めて 9 名で検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上の出席が確認された。

(2) 代理参加者及びオブザーバ参加者の承認について

事務局より, 上記代理出席者及びオブザーバ参加者を紹介し, 芹澤主査より会議参加が承認された。

(3) 前回議事録(案)の承認

事務局より, 資料 11-2 に基づき, 前回の検討会議事録(案)が紹介され, 本内容で承認された。

(4) JEAG4102 「原子力発電所の緊急時対策指針」改定案の検討

芹澤主査より、資料 11-8 に基づき、JEAG4102 「原子力発電所の緊急時対策指針」の検討状況についての説明があった。この資料をベースにした分科会説明用資料により、3月16日の第11回運転・保守分科会に検討状況の説明をすることとなった。分科会には、その他に本文案、解説案、記載要求事項対比表、記載要求基準検討表を交えて、検討状況の報告を行なうことが了承された。

各委員及び委員代理より、資料 11-3～7 に基づき、本文案および解説案の検討状況の説明があった。議論の結果、本日の検討結果を本文案及び解説案に反映することが了承された。

主な意見・質疑は以下のとおり。

- a. 確認のポイントとして、以下の点に留意して欲しい。
 - ・ JC0 以降に定められた法律（原災法）、原案委の指針のフォロー状況
 - ・ 第 10 条通報、第 15 条報告の判断基準の明確化
 - ・ 原子力災害の対策行動に使用する設備や防災資機材の整備について
 - ・ 事業所外運搬への対応
 - ・ その他法律、国内外の規格など要求事項との整合性

（本文案関連）
- b. 1.1 目的の内容に、指針を作成する目的、すなわち防災業務計画を円滑に策定、修正するためのガイドとしての役割を持たせる趣旨を盛り込むべきである。
- c. 2. 関連法規等から JIS を外した。原子力用の JIS は無いため本文からは外したが、発電所には JIS を準用して製作している計器類などがあるので、現状では検討表に JIS との関連を記載をしている。解説への記載の方法、程度については、検討を行なう。
- d. 3. 原子力災害予防対策、4. 緊急事態応急対策等、5. 原子力災害事後対策とあって、7. 届出・報告が別項目となっているが、予防対策のところなどに入れてはどうか。

旧版の構成を基にしているため、このような構成となっている。こうした方が良いというのがあれば、今後議論して行く。
- e. 3.3 緊急時の組織及び要員とあるが、原災法上は原子力防災組織となっているのが、この記載で良いのか。

原災法の記載に見直す方向で検討を行なう。
- f. 3.3.2 別表-2(8)に負傷者等とあるが、法律では被ばく者である。負傷者等とするのであれば、「負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれがある者」を解説に定義すれば良いのではないか。

解説に、「この表は原災法第 8 条に基づく議論を記載しているが、一部(8)は議論の結果、このような記載とした」という趣旨の記載をする方向で検討する。
- g. 3.4.1 に、原子力防災管理者は法令要求に基づいて、「発電所ごとに 1 名専任する」とあるが、実際はもっと多いはずである。その相場観を記載できないか。

各社の状況が違うので、人数の明記は難しいが何がしかの記載を検討する。

h . 3.6.2(2)に点検及び校正とあるが、モニタリング指針では校正、原災法では較正となっている。この場合はどちらが正しいのか。

モニタリング指針に基づいているため、校正とする。

i . 3.7.1(4)に負傷者等とあるが、被ばく者ではないのか。

被ばく者よりも汚染した負傷者を主に考えているため、この記載通りとする。

j . 3.10 防災教育, 3.11 防災訓練の前に、「原子力」なり何かを入れた方が良いのではないのか。

k . 3.9.1(6)に運転データとあるが、SPDSで伝送しているのは、運転データではないのではないのか。

プラント・パラメータ等の表現に見直しを検討する。

l . 3.11.1(1)緊急時演習（総合訓練）には、自治体と合同で行なう場合を含むのか。

その場合も含む。解説に補足を加える方向で検討を行なう。

m . 3.8.2(1), 3.9.2 の「原子力災害対策活動に使用する」は、各社のマニュアル記載にあわせて、「原子力災害対策活動で使用する」としてはどうか。

その記載に見直しを行なう。

n . 3.11.2 に「詳細なシナリオを作成する」とあるが、シナリオのない訓練はどうするのか。

シナリオを伏せて行なう訓練はあっても、全くプランのない訓練は実施しない。

実態を踏まえた記載に見直しを検討する。

o . 5.3.1 の「対策を主体的に講じる」の「主体的」には、改めて言わなくてはいけないことではないので、不要ではないか。

削除する。

p . 4.3.1(1)通報連絡の実施の内容は、解説 12 に記載されている 15 分以内の終点の定めとの整合が読みにくいので、わかりやすい記載に見直すべきではないか。

解説 12 と整合をとった記載に見直しを検討する。

q . 4.3.2(2)a.に避難者とあるが、その定義はどういうことか。運搬をしている人、15 m以内にいる人などを含むのか。記載の要否も含めて検討をするべきではないか。

プラントでの事象発生時の線量評価は、避難者も対象としている。事業所外での記載については、再検討を行なう。

r . 4.3.3(1)の「関係隣接都道府県知事」への情報連絡は、法令で要求されていないので不要ではないか。

削除する。

s . 3.13 の「また、原子力事業者・・・必要に応じ広報計画を実施する」は、8.1.2 と同じような内容なので、不要ではないか。

3.13 の「また、原子力事業者・・・必要に応じ広報計画を実施する」を削除する。

t . 7.2 報告は、何かからの引用なのか。報告を別項目としているのはなぜか。

原災法 31 条による。内容が 3.12.2 連携方法と重複する部分があるので、6～8 章を別項目とするかは再検討を行なう。

u . 7.1.2 別表-6 の「原子力事業者防災業務計画の協議」は、原災法に基づく届出ではないので、表のタイトルにそぐわないのではないかと。

表のタイトルを「原子力防災に関する・・・」等への見直しを検討する。

(解説関連)

v . 1.4 に(4)緊急時、(5)平常時とあるが、事後対策はどこに入るのか。

原子力防災体制(体勢)が発令されて以降、解除するまでの期間の間となる。自治体体制が復旧対策完了で解除し、その後に事業者体制解除を求められている電力もあるため、事後対策を含めて緊急時と呼ぶ場合もあれば、含めない場合もある。

w . 1.4(17)に「主務大臣」とあるが、この記載で良いのか。

事業所外運搬では、経済産業大臣と国土交通大臣となる。原災法第 31 条の記載に従う。

x . 1.4(13)原子力防災要員は原災法からの引用、(14)特定事象は原災法施行規則からの引用となっており出典にばらつきがあるが、特定事象はそこからの定義と記載するべきである。

原災法施行規則からの引用とする。

(5) その他

1) 次回検討会は、4 月中旬以降として、日程は別途調整することとなった。

以上